

平成 2 0 年度入札契約制度の改正について
(お知らせ)

岡山市財政局監理課
契約課

～ 目 次 ～

第 1	各契約に共通する事項	1
1	入札参加不適合期間の延長	1
2	競争入札参加資格審査関係	1
3	指名停止基準の改正	1
4	談合情報対応マニュアルの改正及び公表	5
第 2	工事契約関係	5
1	前金払取扱要綱の改正	5
2	中間前金払制度の導入	5
3	土木工事のエリア拡大	7
4	一般競争入札実施要綱の改正	7
5	総合評価一般競争入札の試行実施	7
6	高落札率入札調査基準価格計算式の改正	11
7	最低制限価格計算式の改正	11
8	低入札価格調査実施方法の改正	11
9	指定業者登録所在地等報告制度の改正	14
10	工事成績評定活用基準の改正	17
11	業者所在地移転に伴う指名留保の取扱いの改正	17
第 3	物品契約関係	17
	一般競争入札実施方法の改正	17
第 4	委託契約関係	17
1	修繕工事の入札契約方法の変更	17
2	委託事務事業の執行の適正化に関する要綱の改正	17
3	建設コンサルタント業務等一般競争入札の全面改正	18
4	建設コンサルタント業務等低入札価格調査の実施	21
5	委託等一般競争入札の試行実施	24

第 1 各契約に共通する事項

1 入札参加不適合期間の延長（4月1日から）

地方自治法施行令の一部改正に伴い、不適合事項に該当する者を入札に参加させないことができる期間を「3年間を上限とする一定の期間」に改める。

2 競争入札参加資格審査関係

(1) ISO認証取得者（4月1日から）

一葉の登録証（認証状）に複数の業者名が併記された認証取得者についても、ISO認証取得者とみなす（付属書による認証は除く。）

(2) 主観点数（4月1日から）

「岡山市と災害時における防災協力に関する協定又は災害時における水道施設の応急復旧等に関する協定を締結している団体に加入している者」に10点加算する。

(3) 有資格者名簿登載期間の変更（10月1日から）

ア 更新申請は、本市に登録してある決算日の属する月の翌月から起算して1年7月目（以下「更新期限月」という。）の1日から20日の間更新申請を受け付け、更新期限月の翌月から1年間有資格者名簿に登載する。

イ 新規申請は、工事・建設コンサルタント業務関係は毎年1月7日から1月31日の間、その他は毎月（3月、4月を除く。）1日から10日の間、申請を受け付け、次回更新期限月の月末まで有資格者名簿に登載する。

ウ 更新申請が不受理となった者及び更新期限月に更新手続きをしなかった者は、有資格者名簿から削除する。

エ 工事以外の有資格者名簿登載期間を、平成20年10月1日以降の更新期限月の月末まで延長する。

(4) 格付有効期間等の変更（工事のみ、10月1日から）

ア 隔年の1月7日から1月31日（新規申請及び格付順位変更希望者は中間年の1月7日から1月31日も可）の間申請を受け付け、1月31日時点での提出書類等に基づき等級格付を決定し、申請年の4月1日から翌々年3月31日までの2年間（中間年における新規申請及び格付順位変更希望者は、申請年の4月1日から翌年3月31日までの1年間）有効とする。

イ 書類不備のため格付等級の決定ができなかった者及び更新期限月に更新手続きをしなかった者は、入札に参加することができない。

ウ 平成20年度等級格付の有効期間を平成20年7月1日から平成22年3月31日までとする。

3 指名停止基準の改正（4月1日から）

(1) 第5条（指名停止期間の特例）の一部改正

ア 第3項及び第4項中「（24月を超えるときは24月とする。）の次に、「ただし、当該指名停止事由が別表第7項第1号ア，同項第2号ア，第8項第1号，第9項，第11項又は第12項に該当する場合は，36月以内とする。）」を加える。

イ 第5項を次のように改める。

5 別表に掲げる指名停止事由に該当する指定業者について，審査委員会において極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため，同表に掲げる期間を超えて指名停止期間を定める必要があると認めるときは，当該期間の3倍に相当する期間（36月を超えるときは36月とする。）の範囲内で指名停止期間を定めることができる。

(2) 第9条（指名留保）の一部改正

ア 第1項第9号を次のように改める。

(9) 岡山市建設工事低入札価格調査実施要綱第3条に規定する対象工事又は岡山市建設コンサルタント業務等低入札価格調査実施要綱第3条に規定する対象コンサルタント業務の入札（以下「低入札価格調査対象の競争入札」という。）において，調査基準価格未満の額で落札を決定された請負者又は受託者が，工事完了後又は業務完了後に支払われた代金を受領した日から120日以内に支払報告書及び添付書類を市長に提出しないとき若しくは提出された書類が工事の施工状況又は業務の実施状況に適合していないとき。適合した書類が提出されるまでの期間

イ 第1項第10号の次に，次の2号を加える。

(11) 建設工事に係る有資格者名簿に初めて登載されたとき（会社が営業の一部を分離し新たに会社を設立させ，その営業を譲渡した場合を除く。），又は当該年度の直近2年以上連続して有資格者名簿に登載されていなかった者が有資格者名簿に登載されたとき。有資格者名簿登載の日から5月間

(12) 建設工事に係る有資格者名簿に登載された者の主たる営業所を移転（土地収用法，土地区画整理法等に基づく強制的な移転を除く。）し，地域性が変わるとき。当該認定をした日から2年間（新社屋の建設，賃貸契約の満了，火災等災害，都市計画法等違反による是正指導による移転等やむを得ない事由によるものと審査委員会が認めたときは1年間とする。）

ウ 第2項の次に，次の1項を加える。

3 第1項第12号の規定による指名留保期間中の指定業者が，格付等級の異動又は第1格付業種の変更等の理由により指名留保事由に該当しなくなったときは，格付等級決定時に当該指名留保を解除するものとする。

(3) 別表を次のように改める。

指 名 停 止 事 由	指名停止期間
略	略
<p>3 (契約違反及び契約締結拒否)</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 本市が発注する低入札価格調査対象の競争入札において、調査基準価格未満の額で落札を決定された者が、正当な理由がなく、請負契約等を締結しなかったとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>3月以上12月以内</p> <p>3月以上12月以内</p> <p>6月以上24月以内</p>
略	略
<p>7 (独占禁止法違反，談合等)</p> <p>(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に違反し、本市が発注する請負契約等の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>ア 本市発注の工事等に関するもの</p> <p>イ 本県内の本市発注以外の工事等に関するもの</p> <p>ウ 本県外の工事等に関するもの</p> <p>(2) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律違反，談合又は競売入札妨害の容疑により逮捕され，又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 本市発注の工事等に関するもの</p> <p>(ア) 代表者又は役員</p> <p>(イ) 管理的地位にある者</p> <p>(ウ) 一般職員(日々雇用者を除く。)</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 略</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>9月以上36月以内</p> <p>5月以上18月以内</p> <p>3月以上12月以内</p> <p>9月以上36月以内</p> <p>6月以上24月以内</p> <p>3月以上12月以内</p> <p>略</p> <p>略</p>
<p>8 (贈賄等)</p> <p>贈賄の容疑又は公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律(平成12年法律第130号)に定めるあっせん利得の容疑により逮捕され，又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 本市職員(本市が資本金の2分の1以上を出資している法人の役員又は職員を含む。)に対するもの</p> <p>ア 代表者又は役員</p> <p>イ 管理的地位にある者</p> <p>ウ 一般職員(日々雇用者を除く。)</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>36月</p> <p>24月</p> <p>12月</p> <p>略</p> <p>略</p>
<p>9 (本市職員に対する反社会的行為)</p> <p>本市職員(本市が資本金の2分の1以上を出資している法人の役員又は職員を含む。)に対する公務執行妨害，職務強要，恐喝，暴力的行為等の反社会的行為により，裁判官の発する令状による差押え，搜索若しくは検証を受け，若しくは逮捕され，又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表者又は役員</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>36月</p>

<p>(2) 管理的地位にある者 (3) 一般職員（日々雇用者を除く。）</p>	<p>24月 12月</p>
<p>10 略</p>	<p>略</p>
<p>11 (暴力的不法行為等) 次の各号に該当するものとして、関係行政機関から通報又は回答があり、本市が発注する請負契約等の相手方として不適当であると認められるとき。 (1) 指定業者又は指定業者の役員等が、その団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体(以下「暴力団」という。)の関係者(以下「暴力団関係者」という。)であると認められるとき、又は暴力団関係者が指定業者の経営に実質的に関与していると認められるとき。 (2) 指定業者、指定業者の役員等又は指定業者の経営に実質的に関与している者(以下「指定業者関係者」という。)が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められるとき。 (3) 指定業者関係者が、暴力団又は暴力団関係者若しくは暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等(以下「暴力団関係法人等」という。)に対して 直接又は間接を問わず資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。 略</p>	<p>当該認定をした日から 36月 24月 24月 略</p>
<p>12 (不正又は不誠実な行為) 前各号に掲げる場合のほか、次に例示するような不正又は不誠実な行為をし、本市が発注する請負契約等の相手方として不適当であると認められるとき。 (1)～(7) 略 (8) 本市発注の競争入札において、入札価格詳細内訳書の提出を求められた場合に、正当な理由なく、指定された期限までに所定の内訳書を提出しない行為 (9) 本市発注の競争入札において、提出された入札価格内訳書及び入札価格詳細内訳書の内容を調査した結果、明らかに適正な積算に基づいて入札価格が設定されていないと認められる場合 (10) 本市発注の競争入札において、入札書の提出後又は郵送後に、正当な理由なく、入札参加を辞退する行為 (11) 本市発注の一般競争入札において、正当な理由なく、指定された期限までに一般競争入札参加資格確認申請書及び参加資格の確認のために必要な書類を提出しない行為 (12) 本市発注の総合評価一般競争入札において、正当な理由なく、指定された期限までに技術資料及び添付資料を提出しない行為 (13) その他不正・不誠実な行為により、本市に損害を生じさせる行為</p>	<p>当該認定をした日から 3月以上12月以内</p>

- 4 談合情報対応マニュアルの改正及び公表（4月1日から）
入札談合に関する情報対応マニュアルを全面的に見直し，公表する。

第2 工事契約関係

1 前金払取扱要綱の改正（4月1日から）

- (1) 低入札価格調査対象工事において，調査基準価格未満の額で落札者と決定された者と契約を締結した場合（以下「低入札価格契約」という。）の前払金の額を，請負代金額の10分の2以内とする。
- (2) 低入札価格契約において，当初の請負代金額の10分の2以上請負代金額を増額したときは，当該増額後の請負代金額の10分の2から既に支払った前払金額を差し引いた額を前払金として追加払することができることとする。
- (3) 低入札価格契約において，請負代金額を減額した場合に，既に支払った前払金額が減額後の請負代金額の10分の3を超えるときは，当該超過額を返還させることとする。

2 中間前金払制度の導入（4月1日から）

(1) 対象工事

前払金の支払を受けた工事のうち，請負代金額が1件1千万円以上で，かつ，工期が90日以上のもので，保証事業会社と中間前払金の保証契約を締結した工事とする。ただし，当該請負契約の締結に当たり，部分払を選択した工事については，中間前金払の対象としない。

(2) 中間前金払と部分払の選択

対象工事の請負契約の締結に当たっては，落札者から契約締結時に中間前金払・部分払選択届の提出を求め，中間前金払又は部分払のいずれかを選択させるものとする。この場合において，契約締結後の変更は認めない。

(3) 対象となる経費の範囲

次の要件すべてを満たす工事の材料費等に相当する額として必要な経費について，当該経費の4割を超えない範囲内で既にした前金払に追加して，当該経費の2割を超えない範囲内に限り前金払をすることができる。

ア 工期の2分の1を経過していること。

イ 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

ウ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

(4) 中間前払金の額

請負代金額の10分の2以内とする。

ただし，中間前払金を支出した後の前払金の合計額が請負代金額の10分の6（低入札価格契約の場合は，10分の4）を超えてはならない。

(5) 債務負担行為等に係る特例

ア 債務負担行為及び継続費（以下「債務負担行為等」という。）に係る2年度以上にわたる工事請負契約については，その年割額が当該年度内に支出できる見込みのものについて，当該年割額を対象として，中間前金払をすることができるものとする。

イ 中間前金払を選択した場合においても，債務負担行為等に係る工事における各年度の出来高予定額（最終年度に係るものを除く。）に係る当該年度末の出来高に対する部分払及び繰越に係る工事における年度末の部分払については，当該年度の出来高に対して部分払をすることができるものとする。この場合において，年度末出来高を行うか否かについては，市長と請負者が協議の上，決定するものとする。

(6) 中間前金払の認定請求

中間前払金の支払を請求しようとするときは，あらかじめ次に掲げる書類とともに中間前金払認定請求書を市長に提出して，上記(3)の要件を満たしていることの認定を受けなければならない。

ア 工事履行報告書

イ 実施工程表

(7) 中間前金払の認定方法

ア 認定請求書の提出があったときは，提出された書類に基づき，上記(3)の要件をすべて満たしていることの認定を行う。この場合において，上記(3)ウの要件を満たしていることの認定は，認定請求書作成時点における現在日出来高に請負代金額を乗じて得た額により行うことができるものとする。

イ 認定結果については，原則として当該認定請求書を受理した日から7日（休日を除く。）以内に通知する。この場合において，上記(3)の要件をすべて満たしていると認めるときは，中間前金払認定調書を交付する。

(8) 中間前金払の請求

中間前金払認定調書の交付を受けた者は，保証事業会社と中間前払金に関する保証契約を締結した上で，当該保証契約証書（正副2通）とともに中間前金払請求書を市長に提出して，中間前払金の支払を請求する。

(9) 中間前払金の支払

ア 中間前金払請求書を受理したときは，その日から起算して14日以内に中間前払金を支払う。

イ 中間前払金の支払は，保証契約証書に記載された預託金融機関に対する振込みにより行う。

- 3 土木工事のエリア拡大（4月1日から，(3)は7月1日から）
- (1) 特A上の許容価格1億円以上2億円未満のエリアを現在の大エリアから全市エリアに拡大する。
 - (2) 特A下の許容価格2億円以上3億円未満のエリアを現在の中エリアから大エリアに，許容価格5千万円以上1億円未満のエリアを現在の小エリアから中エリアにそれぞれ拡大する。
 - (3) 指名競争入札を含めて地域要件の見直しを行い，入札参加可能業者数が著しく少ない工種，金額帯についてエリアを拡大する。
- 4 一般競争入札実施要綱の改正（4月1日から）
- (1) 対象工事を，随意契約を除く特殊工事及び許容価格2千5百万円以上の特殊工事以外の工事に拡大し，公募型指名競争入札，特殊工事公募型指名競争入札及び定型公募型指名競争入札制度を廃止する（平成21年4月からは，指名競争入札を廃止し，すべて一般競争入札に移行するとともに，電子入札を実施する予定）。
 - (2) 契約課における契約関係書類の閲覧，交付を取り止め，インターネット上の契約課のホームページへの掲載による閲覧又はダウンロードによる取得に一本化する。
 - (3) 入札参加資格に，
 - ア 対象工事が低入札価格調査対象工事である場合は，現に他の低入札価格契約工事を施工中でないこと
 - イ 許容価格6千万円以上の場合は，同種工事の施工実績があること
 - ウ 許容価格2千5百万円以上6千万円未満の場合は，同種工事の施工実績があるか又は当該工事の許容価格が経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書の最新のものとの当該工事と同種類の工事の平均完成工事高以内であること
 を加える。
 - (4) 無効の入札に，
 - ア 1通の指定封筒に複数の入札書を封入して郵送した入札
 - イ 入札価格内訳書の各項目の全部又は一部に金額の記載がない場合等入札価格内訳書の内容に不備がある入札
 を加える。
- 5 総合評価一般競争入札の試行実施（7月1日から）
- (1) 対象工事
 - ア 特別簡易型 許容価格5億円以上10億円未満の工事
 - イ 簡易型 許容価格10億円以上の工事
 - ウ 標準型又は高度技術提案型 指名審査委員会が指定する工事
 - (2) 落札者決定基準
 - ア 特別簡易型及び簡易型
 - (ア) 総合評価点の算定方法

総合評価点 = 価格評価点 + 技術評価点 (加算方式)

(イ) 評価点の配点

a 特別簡易型 価格評価点90点, 技術評価点10点

b 簡易型 価格評価点80点, 技術評価点20点

(ウ) 価格評価点の算定方法

価格評価点 = 配点 × (配点基準価格 (当該入札において, 税抜き許容価格の制限の範囲内で低入札価格調査基準価格 (税抜き許容価格 × 100分の75) 以上の入札価格のうち最低の入札価格をいう。) / 入札価格)

価格評価点が配点を超えるときは, 配点を上限とする。

(I) 技術評価点の算定方法

次表を基準に対象工事ごとに定める技術評価点の評価項目, 評価基準及び配点に基づき, 入札参加者から提出された技術資料等について算定する。

評価項目等		特別簡易型		簡易型	
		配点	小計	配点	小計
施工計画	施工計画の実施手順の妥当性	/	/	2.5	10.0
	工期設定の適切性			2.5	
	施工上の課題への対応の的確性			2.5	
	品質の確認方法, 管理方法の適切性			2.5	
企業の施工実績	同種工事施工実績の規模	2.0	4.0	2.0	4.0
	過去2年間の岡山市における工事成績評定点の平均点	2.0		2.0	
配置予定技術者の能力	同種工事施工経験の規模	1.0	2.0	1.0	2.0
	技術者としての経験年数	1.0		1.0	
企業の体制等	岡山市における優良工事施工業者表彰の回数	1.0	4.0	1.0	4.0
	ISO9000シリーズ認証取得の有無	0.5		0.5	
	ISO14000シリーズ認証取得の有無	0.5		0.5	
	建設業労働災害防止協会加入の有無	0.5		0.5	
	岡山市と災害時における防災協力に関する協定又は災害時における水道施設の応急復旧等に関する協定を締結している団体への加入の有無	0.5		0.5	
	本店所在地	1.0		1.0	
合 計			10		20

注 共同企業体を結成して入札に参加する場合における技術評価点は、評価項目中「企業の施工実績」及び「配置予定技術者の能力」については第1構成員を対象に、「企業の体制等」については各構成員の評価点を出資比率に応じて按分することにより、それぞれ算定する。

イ 標準型及び高度技術提案型

評価の方法は、加算方式又は除算方式のいずれかによるものとし、評価基準は、対象工事の目的及び内容により必要とされる技術的要件に応じて定める。

(3) 学識経験者の意見聴取

ア 市長は、総合評価一般競争入札を実施する場合において、落札者決定基準を定めようとするときは、当該落札者決定基準を定めるに当たり留意すべき事項について、あらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

イ 市長は、上記アの規定に基づく意見聴取の際に、落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて学識経験者の意見を聴く必要があるかどうかについて学識経験者の意見を聴くものとし、落札者を決定しようとするときに改めて学識経験者の意見を聴く必要があるとの意見が述べられたときは、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ学識経験者の意見を聴かなければならない。

ウ 学識経験者の意見聴取は、個別面談の方法又は会議の方法により行う。

(4) 技術資料の提出

ア 総合評価一般競争入札に参加しようとする者は、次の技術資料を公告で指定する日までに提出しなければならない。

(ア) 特別簡易型

- a 技術資料提出書
- b 施工実績調書
- c 配置予定技術者調書
- d 企業の体制に関する調書

(イ) 簡易型

- a 特別簡易型の技術資料
- b 工程表・施工計画に係る技術的所見
- c 施工に関する課題に係る技術的所見
- d 品質管理に係る技術的所見

(ウ) 標準型及び高度技術提案型

対象工事の目的及び内容により必要とされる技術的要件に応じて定める。

イ 提出された技術資料は、書換え、引換え又は撤回することはできない。

ウ 市長が特に必要があると認める場合を除き，技術資料提出後の入札辞退は認めない。

エ 技術資料の作成及び提出に要する費用は，入札参加者の負担とする。

(5) 無効の入札

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 提出期限までに技術資料及び添付資料（以下「技術資料等」という。）の全部又は一部を提出しない者がした入札

イ 提出された技術資料等の全部又は一部に記載漏れがあり，適正な評価ができない入札

ウ 提出した技術資料等に虚偽の記載をした者がした入札

エ 技術提案の内容が不適切で確実な施工が困難と認められる場合その他適正な評価ができない技術資料等を提出した者がした入札

(6) 落札者の決定

ア 有効入札書を総合評価点の高い順に並び替えて順位を付し，第1順位者から入札参加資格確認申請書の提出を求め，参加資格の有無の確認を行う。

イ 総合評価点が同一の者が2人以上あるときは入札価格の低い順に順位を付し，入札価格も同一である場合はくじにより順位を決定する。

ウ 第1順位者が参加資格を有すると認めるときは，第1順位者を落札者と決定し，第1順位者の参加資格がないときは，次順位者以降について，入札参加資格確認申請書の提出を求め，参加資格を有すると認める者が確認されるまで，参加資格の確認を行い，落札決定する。ただし，当該入札において低入札価格調査又は高落札率入札調査を実施する場合は，調査の結果に基づき落札者を決定する。

(7) 技術資料の担保

ア 契約の締結に当たり，落札者が提示した技術資料のうち当該工事の施工に関する提案内容については，設計図書の一部とする。

イ 落札者となった者が，契約締結後，請負者の責に帰すべき事由により，前項の規定により設計図書の一部となった提案内容を満たず施工が行われていないと判断された場合は，工事成績評定表の評定点を減ずる措置を講じる。この場合において，技術資料の内容と施工内容に著しい差異があるときは，契約金額の減額，損害賠償の請求又は契約解除を行うことができる。

(8) 技術提案の保護等

ア 入札参加者から提出された技術提案については，その採否に関わらず公表しない。

イ 提出された技術提案について，以後の工事において，その内容が一般的に使用されている状態となった場合は，本市が発注する工事に無償で使用できるものとする。ただし，工業所有権等の排他的権

利を有する技術提案については，この限りでない。

6 高落札率入札調査基準価格計算式の改正（4月1日から）

調査基準価格の計算式を

- ・
$$\frac{\text{税抜き許容価格} \times 0.95 - (\text{入札価格 (無効及び許容価格の75\%未満のものを除く。以下同じ。)}) \text{の平均} - \text{税抜き許容価格} \times 0.95}{\text{0.4} - (\text{入札価格の最高入札率} - \text{入札価格の最低入札率})}$$
 93%から95%の間

に改めるとともに，調査基準価格は上記計算式により得られた数値から，小数点以下の端数を切り捨てた額とする。

7 最低制限価格計算式の改正（4月1日から）

最低制限価格の計算式を

- ・
$$\text{税抜き許容価格} \times 0.75 + \frac{(\text{有効入札価格 (無効，税抜き許容価格の75\%未満及び税抜き許容価格の95\%以上を除く。以下同じ。)}) \text{の平均} - \text{税抜き許容価格} \times 0.75}{(\text{有効入札価格の最高入札率} - \text{有効入札価格の最低入札率}) / 0.2}$$
 75%から85%の間

に改める。

8 低入札価格調査実施方法の改正（4月1日から）

(1) 調査基準価格

調査基準価格は，税抜き許容価格に100分の75（現行：10分の7）を乗じて得られた金額（小数点以下の端数を切り捨てた額）とする。

(2) 調査の開始

ア 入札執行者は，対象工事の入札において，調査基準価格未満の価格による申込みがあったときは，落札決定を保留した上で，最低価格入札者から，当該工事に係る工事数量総括表に記載されたすべての項目について金額を記入した入札価格詳細内訳書の提出を求める。この場合において，対象工事が岡山市建設工事一般競争入札実施要綱（以下「一般競争入札実施要綱」という。）第2条及び岡山市建設工事総合評価一般競争入札の試行に関する要綱（以下「総合評価一般競争入札試行要綱」という。）第3条に規定する対象工事であるときは，一般競争入札実施要綱第16条に規定する資格確認者を最低価格入札者とみなす。

イ 最低価格入札者は，入札価格詳細内訳書の提出を求められたときは，市長が指定する提出期限までに提出しなければならない。この場合において，当該最低価格入札者が自ら施工する部分を除き，下請，資材購入等見積りに基づく金額については，すべて当該見積書の写しを添付しなければならない。

ウ 提出された入札価格詳細内訳書及び見積書の写し（以下「提出書類等」という。）は，書き換え，引き換え又は撤回することはでき

ない。

エ 調査班の班長は、落札決定を保留したときは、低入札価格調査を開始する。

(2) 調査の内容

ア 調査班は、提出書類等を提出した最低価格入札者について、入札価格内訳書及び提出書類等の審査並びに聞き取り調査等により、次の項目について調査を実施する。

(ア) 入札書、入札価格内訳書及び提出書類等において、積算に矛盾がなく、適正な見積に基づいた価格であること。

(イ) 入札価格詳細内訳書の各項目において、記載金額のないもの又は負の値の金額が計上されたものでないこと。

(ウ) 発注設計図書で指定した数量に基づいて積算していること。ただし、建築工事の数量は、特別の理由がある場合を除き、発注設計図書に添付の参考内訳に計上の数量に基づいて積算していること。

(エ) 発注設計図書に適合した品質、規格の材料及び製品による積算であること。

(オ) 単価は、算出根拠が適正であること。

(カ) 残土処分及び産業廃棄物等の処理費は、所定の処分費を計上していること。

(キ) 労務費単価が法定最低賃金未満の金額となっていないこと。

(ク) 下請による金額は、過去の同種のものと比較して不当に安い金額となっていないこと。

(ケ) 入札価格内訳書における直接工事費は、発注設計図書における直接工事費（設計金額）の75%以上となっていること。

(コ) 入札価格内訳書における共通仮設費積上計上分は、発注設計図書における共通仮設費積上計上分（設計金額）の75%以上となっていること。

(サ) 入札価格内訳書における共通仮設費率による計上分は、発注設計図書における共通仮設費率による計上分（設計金額）の70%以上となっていること。

(シ) 入札価格内訳書における現場管理費は、発注設計図書における現場管理費（設計金額）の40%以上となっていること。

(ス) 入札価格内訳書における一般管理費は、発注設計図書における一般管理費（設計金額）の50%以上となっていること。

(セ) 契約保証金（契約金額の100分の30以上）の納付等が可能であること。

イ 調査班は、上記アの調査を行ってもなお疑義があるときは、関係機関等へ照会し、さらに次の項目について調査するものとする。

(ア) 経営状況が悪化していないかどうか。

(イ) 建設業法違反事例、指名停止等信用に不安がないかどうか。

(ウ) その他調査班の班長が必要と認めた事項

(3) 失格

最低価格入札者が次のいずれかに該当するときは、当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認め、失格とする。

ア 提出書類等の提出を求められた場合において、指定された提出期限までに提出書類等を提出しない者

イ 上記(2)ア及びイに定める項目を明らかに満たしていない者

ウ 低入札価格調査に協力しない者

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札価格内訳書を入札書の提出に併せて提出しなかった者がした入札

イ 提出された入札価格内訳書及び入札価格詳細内訳書に記名押印がない入札

ウ 入札価格内訳書の合計金額と入札書に記載された入札価格が異なる入札

エ 入札価格内訳書の各項目の全部又は一部に金額の記載がない場合等入札価格内訳書の内容に不備がある入札

(5) 調査結果等の報告

ア 調査班の班長は、調査が終了したときは、低入札価格調査票により指名審査委員会に調査の結果を報告する。

イ 調査班の班長は、調査に際し提出された書類に虚偽記載があると認めるときは、速やかに指名審査委員会に報告する。

(6) 審査及び決定

ア 報告を受けた指名審査委員会は、その結果をもとに最低価格入札者を落札者とするか否かを審査する。

イ 審査の結果、指名審査委員会が当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと判断した場合は最低価格入札者を落札者と決定し、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると判断した場合は最低価格入札者を落札者とせず、次順位者を一般競争入札実施要綱第15条第2項に規定する第2順位者とみなし、同要綱の規定に基づき参加資格の確認を行う。確認の結果、次順位者が参加資格を有すると認めるときは、次順位者を落札者と決定する。

ウ 次順位者を落札者と決定する場合において、次順位者が低入札価格調査対象者であるときは、上記(1)から(6)イまでの規定を準用する。次々順位者以降が低入札価格調査対象者である場合も同様とする。

エ 指名審査委員会が落札者を決定したときは、契約課長は、直ちに当該落札者に対して落札決定を通知するとともに、提出書類等を提出した者に対し、調査結果を通知するものとする。

(7) 契約保証金の納付等

調査基準価格未満の額で落札者と決定された者（以下「低入札価格落札者」という。）は，岡山市契約規則（以下「規則」という。）第31条第1項ただし書きに規定する契約保証金（契約金額の100分の30以上）を契約書の作成期日までに納付しなければならない。ただし，次のいずれかに該当するときはこの限りでない。

ア 規則第31条第4項の規定に基づき，当該落札者から契約保証金の納付に代えて担保の提供があったとき

イ 規則第32条第1号の規定に基づき，当該落札者が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき

ウ 規則第32条第2号の規定に基づき，当該落札者から委託を受けた保険会社等と工事履行保証契約を締結したとき

(8) 前払金の減額

低入札価格落札者が契約を締結したときは，岡山市公共工事の前金払取扱要綱第3条ただし書きの規定に基づき，前払金の額を請負代金額の10分の2以内とする。

(9) 違約金の額

低入札価格落札者が契約を締結したときは，契約解除に伴う違約金の額を契約金額の100分の30とする。

(10) 入札参加制限

低入札価格落札者が契約を締結したときは，当該契約に係る工事が完了するまでの間，対象工事の入札に参加できないものとする。

(11) 工事費支払報告

ア 低入札価格落札者が契約を締結したときは，工事完了後に支払われた請負代金を受領した日から120日以内に，自ら施工した部分を除き，すべての下請，資材購入等の支払に関する領収書の写しを添付した工事費支払報告書を施工担当課長に提出しなければならない。

イ 施工担当課長は，提出された書類が当該工事の施工状況に適合しているかどうかを審査し，その結果を調査班の班長に報告するものとする。

ウ 施工担当課長は，請負者が書類を期限までに提出しないときは，直ちにその旨を調査班の班長に報告するものとする。

エ 調査班の班長は，施工担当課長から提出書類が工事の施工状況に適合していない旨の報告を受けたとき又は施工担当課長から書類が提出されていない旨の報告を受けたときは，当該請負者の指名留保について指名審査委員会に諮るものとする。

9 指定業者登録所在地等報告制度の改正（4月1日から）

(1) 報告の対象は，本市に建設業法第3条第1項の規定に基づく許可を受けている営業所を有する者（以下「対象者」という。）とする。

- (2) 対象者は，登録所在地等報告カード（以下「報告カード」という。）を岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に添付し，提出しなければならない。
- (3) 対象者が営業所の所在地を変更する場合は，報告カードを申請書変更届に添付し，提出しなければならない。また，営業所の開設等により，新たに対象者となった者も同様とする。
- (4) 提出された報告カードは，対象者の実態と一致しているかの内容を確認しなければならない。
- (5) 報告内容の確認対象者は，以下のとおりとする。
- ア 新規業者として指定業者名簿に登載された者
 - イ 営業所の所在地の変更に伴い，報告カードを提出した者
 - ウ 上記ア，イ以外の対象者
- (6) 確認は，契約課に所属する職員が行う。
- (7) 確認の方法**
- ア 確認者は，2名編成により，確認対象者の営業所を訪問し，報告カードの写真と同一であることの確認を行うとともに，営業所への常駐者の有無を確認する。
 - イ 確認者は，アの確認の結果，営業所への常駐がある場合は，報告カードと次に掲げる関係書類等との照合等により，業者確認表に記載された項目，許可標識の設置状況を確認するとともに，建設業法，都市計画法及び建築基準法等（以下「都市計画法等」という。）を遵守しているかを関係部局に確認する。ただし，確認対象者（(5)ウに該当する者に限る。）の営業所が当該確認対象者所有の事務所専用の独立した建物（アパート及びマンションを除く。）で，他の会社が同居しておらず，かつ，都市計画法等違反がないことが明らかである場合は，確認を省略することができる。
- (ア) 出勤簿
- (イ) 賃金台帳
 - (ウ) 社会保険標準報酬決定通知書等社会保険の加入及び納付状況が確認できるもの
 - (エ) 労災保険の加入及び納付状況が確認できるもの
 - (オ) 工事台帳
 - (カ) 公共料金の納付状況が確認できるもの
 - (キ) 既存宅地確認書，建築確認済証等
- ウ 確認者は，確認対象者の営業所が，当該確認対象者所有又は賃借（賃貸借契約書で確認できるものに限る。以下同じ。）の事務所専用の独立した建物（アパート及びマンションを除く。）で，他の会社が同居している場合は，上記イの確認に加え，それぞれの会社が壁・扉等で仕切られ完全に独立していることの確認を行う。
- エ 確認者は，確認対象者の営業所が，当該確認対象者所有又は賃借のアパート又はマンションの1戸分の全部又は一部を事務所専用と

して使用している場合及び専用住宅の一部又は併用住宅の非住宅部分を事務所専用として使用している場合は、イの確認に加え、当該確認対象者専用の倉庫、作業所、資材置場及び保有資機材（以下「倉庫等」という。）の現地確認を行う。この場合において、当該確認対象者（（5）ウに該当する者に限る。）の倉庫等がないとき又は不備があるときは、一定の是正期間を設けて是正を指示する。

オ 確認者は、確認対象者（（5）ウに該当する者に限る。）の営業所が、都市計画法等違反に該当する場合は、一定の是正期間を設けて事務所移転等の是正を指示する。

カ 確認者は、確認対象者の営業所を訪問した際に不在であった場合は、一定の期間において2回まで再度当該営業所を訪問し、常駐が確認できたときはアからオまでに掲げる確認を行う。

(8) 確認者は、確認対象者から確認を拒まれたとき又は確認対象者が確認に協力する意志がないと認められるときは、確認を中止し、その旨契約課長に報告しなければならない。また、確認対象者が日程調整に応じず、確認に協力する意志がないと認められる場合も同様とする。

(9) 確認者は、(7)の確認結果を契約課長に報告しなければならない。

(10) 契約課長は、(8)及び(9)の報告により確認対象者が次のいずれかに該当すると認めるときは、確認した結果を岡山市競争入札参加資格及び指名審査委員会（以下「委員会」という。）に報告し、委員会の審査を受けなければならない。

ア 確認対象者から確認を拒まれたとき又は確認対象者が確認に協力する意志がないと認められるとき

イ 確認の結果、(7)イ又はウに掲げる事項に不備が認められるとき

ウ 確認の結果、(7)エ又はオの規定に基づき是正を指示された確認対象者が、指定された是正期間内に是正しなかったとき

エ 確認の結果、(5)ア又はイの規定に該当する確認対象者の営業所が、当該確認対象者所有又は賃借のアパート又はマンションの1戸分の一部又は全部を事務所専用として使用している場合及び専用住宅の一部又は併用住宅の非住宅部分を事務所専用として使用している場合において、当該確認対象者専用の倉庫等がないとき又は不備があるとき

オ 確認の結果、(5)ア又はイの規定に該当する確認対象者の営業所が、都市計画法等違反に該当するとき

カ (7)カの規定に基づき再度営業所訪問を2回行った際に、いずれも不在で確認対象者と連絡がとれないとき

キ (2)の規定に基づき提出された報告カードと確認結果が異なるとき

(11) (10)の報告を受けた委員会は、確認結果の審査を行うものとし、審査の結果、確認対象者が指定業者として不適正であると認めるときは、岡山市指名停止基準（以下「指名停止基準」という。）第9条第

1 項第 6 号の規定に基づき，充実すべき事項の解消がなされるまでの期間指名を留保する。ただし，(10)キに該当すると認めたときは，指名停止基準第 3 条及び別表第 1 項の規定に基づき指名停止する。

(12) 市長は，(11)の規定に基づき指名を留保した者に対しては，充実すべき事項を充実するよう通知する。

10 工事成績評定活用基準の改正（4月1日から）

累積点の消滅及び優遇措置終了の対象となる指名留保から，指名停止基準第 9 条第 1 項第 11 号及び第 12 号の規定に基づく指名留保を除外する。

11 業者所在地移転に伴う指名留保の取扱いの改正（4月1日から）

(1) 事務所所在地の移転を行った場合に指名留保するか否かの判定を行う基準である移動エリア・学区について，第 1 格付業種が土木・とびの C ランクを現行の中学校区（支所管内）から小エリアに拡大する。

(2) 事務所移転に伴う指名留保期間中に，格付等級の異動又は第 1 格付業種の変更等の理由によって指名留保事由に該当しなくなったときは，格付等級決定時に当該指名留保を解除する。

第 3 物品契約関係

一般競争入札実施方法の改正（4月1日から）

(1) 一般競争入札の対象を，随意契約を除く許容価格 5 百万円以上（現行 3 千 2 百万円以上）の物品の購入及び物品の製造の請負並びに不用品の売払いに拡大する（平成 21 年 4 月からは，指名競争入札を廃止し，すべて一般競争入札に移行するとともに，許容価格 1 千万円以上の入札に電子入札を導入する予定）。

(2) 契約課における契約関係書類等の閲覧，交付を取り止め，インターネット上の契約課のホームページへの掲載による閲覧又はダウンロードによる取得に一本化する。

第 4 委託契約関係

1 修繕工事の入札契約方法の変更（4月1日から）

許容価格 130 万円以上の修繕料のうち建設業法第 2 条 1 項に規定する建設工事に該当するものについては，入札契約事務を契約課に移管し，工事契約に係る入札契約制度を適用する。

2 委託事務事業の執行の適正化に関する要綱の改正（4月1日から）

市内業者に準じて取り扱うことができる準市内業者を

ア 直近の法人市民税の確定申告における本市分の従業員数が10人以上であること。

イ 本市の市民税を課税され、特別徴収を行っている従業員数が10人以上であること。

ウ 本市との取引に係る権限が委任されている者が配置されている支店又は営業所等において、営業業務の実態があること。

のすべてを満たすものとするとともに、事務所調査を実施し、営業業務実態のない者は、市内業者に準じて取り扱わないこととする。

3 建設コンサルタント業務等一般競争入札の全面改正（4月1日から）

(1) 一般競争入札の対象を、随意契約を除く許容価格50万円以上（現行3千2百万円以上）の測量，建築関係建設コンサルタント業務，土木関係建設コンサルタント業務，地質調査業務及び補償関係建設コンサルタント業務に拡大するとともに、入札契約事務を契約課に移管する。

(2) 入札参加資格を次のとおりとする。

ア 地方自治法施行令第167条の4及び岡山市契約規則第2条第1項の規定に該当しないこと。

イ 岡山市一般競争入札及び指名競争入札参加資格の有資格者とされ、対象業務（対象業務が複数の業種，部門にわたる場合は主たる業務に応じた業種，部門とする。ただし，家屋調査は事業損失部門又は物件部門とする。以下同じ。）について、有資格者名簿に登載されていること。

ウ 対象業務について、次の区分に応じた要件を満たす者であること。ただし、技術上の必要がある場合その他契約の履行に当たり必要があると認めるときは、この限りでない。

(ア) 設計金額2百万円以上の土木関係建設コンサルタント業務は、建設コンサルタント登録規程に基づく登録を受けている者とする。ただし、当分の間、対象業務に係る部門について技術士又はRC CMを3月以上継続して専任で置いている者を含むものとする。

(イ) 設計金額2百万円未満の土木関係建設コンサルタント業務は、(ア)に掲げる者を除く市内業者とする。

(ウ) 設計金額百万円以上の地質調査業務は、地質調査業者登録規程に基づく登録を受けている者とする。ただし、当分の間、建設部門（土質及び基礎に限る。）、応用理学部門（地質に限る。）又は総合技術監理部門（建設一般並びに土質及び基礎とするもの又は応用理学一般及び地質とするものに限る。）に係る技術士を3月以上継続して専任で置いている者を含むものとする。

(I) 設計金額百万円未満の地質調査業務は、(ウ)に掲げる者を除く市内業者とする。

- (オ) 設計金額百万円以上の補償関係コンサルタント業務は、補償コンサルタント登録規程に基づく登録を受けている者とする。ただし、当分の間、対象業務部門に係る補償業務管理士で、財団法人公共用地補償機構の行う補償コンサルタント業務補償業務管理者認定研修を終了した者を3月以上継続して専任で置いている者又は当該対象部門外の部門に係る補償業務管理士を3月以上継続して専任で置き、次のいずれかの資格を有する者を3月以上継続して専任で置いている者を含むものとする。

資 格	部 門
測量士又は測量士補	土地調査部門
不動産鑑定士又は不動産鑑定士補	土地評価部門及び営業補償・特殊補償部門
一級建築士，二級建築士又は木造建築士	物件部門及び事業損失部門
技術士（機械又は電気・電子）又は技術士補（機械又は電気・電子）	機械工作物部門
公認会計士又は公認会計士補	営業補償・特殊補償部門
税理士	営業補償・特殊補償部門

- (カ) 設計金額百万円未満の補償関係コンサルタント業務は、(オ)に掲げる者を除く市内業者とする。
- (キ) 測量業務は、測量法に基づく測量業者登録を受けている者とする。
- (ク) 建築関係建設コンサルタント業務のうち建築一般は、建築士法に基づく建築士事務所登録を受けている者とする。
- エ 岡山市指名停止基準に基づく指名停止又は指名留保期間中でないこと。
- オ 市長は、上記アからエまでに定めるもののほか、必要があると認めるときは、次に掲げる事項について、一般競争入札に参加する者に必要な資格要件を定めることができる。
- (ア) 同種業務又は類似業務の実績
- (イ) 配置予定技術者の資格，業務の経験等
- (ウ) その他契約の履行に当たって必要があると認める事項
- (3) 入札方法は、事後審査型の郵便入札（現行事前審査型の通常入札）とする（平成21年4月からは、電子入札を導入する予定）。
- ア 一般競争入札に付す場合は、公告文を契約課のホームページに掲載する。
- イ 入札に参加しようとする者は、申請書及び添付書類の書式を、契約課のホームページからダウンロードした上で、あらかじめ作成しておく。

- ウ 入札参加者は、設計図書及び入札書の書式を、公告した日から入札書到着期限までの間に、契約課のホームページからダウンロードするとともに、契約課において郵便入札用指定封筒を受け取る。
- エ 入札参加者は、設計図書に関して質問があるときは、公告で指定する期間内に担当課あての電子メール又はファクシミリにより質問することができる。質問に対する回答は、契約課のホームページに掲載する。
- オ 入札参加者は、入札書に必要事項を記入し、記名押印した上で、指定封筒に封入し、岡山大供郵便局留の配達記録郵便により、公告で指定した日から入札書到着期限までの間に到着するように郵送する。入札書のくじ用数字欄には、任意の3桁の数字を記載する。
- カ 郵送した入札書は、書換え、引換え又は撤回することはできない。
- キ 市長が特に必要があると認める場合を除き、入札書郵送後の入札辞退は認めない。
- ク 入札回数は、1回とする。
- ケ 入札の開札は、あらかじめ指定した日時、場所において、入札参加者のうち立会を希望する者1人以上を立ち合わせて執行する。この場合において、立会希望者が多数のときは先着順で5人を立ち合わせるものとし、立会希望者がいないときは当該入札事務に関係のない職員に立ち合わせる。
- コ 開札の立会人は、入札参加者の代表者若しくは受任者又はその代理人（代理人の場合は、委任状を提出した者に限る。）とする。
- サ 入札開始前に入札参加者（無効札となった者を除く。）がないときは、入札を中止する。
- シ 開札の結果、入札参加者の入札が、参加資格の確認を行うまでもなく、無効であることが明らかである場合は、当該入札参加者の入札を無効とする。
- ス 無効となった入札書を除いた入札書を提出した入札参加者がいない場合は入札を不調とする。
- セ 無効となった入札書を除いた入札書のうち税抜き許容価格以下の入札書（以下「有効入札書」という。）を提出した入札参加者が1人以上の場合は直ちに落札決定を保留し、有効入札書を提出した者がいない場合は入札を不調とする。
- ソ 落札決定を保留した場合は、有効入札書を入札価格の低い順に並び替えて順位を付し、第1順位の入札書を提出した者を参加資格の有無の確認を行う対象者（確認対象者）とする。
- タ 同価格の入札者が2人以上あるときは、くじにより順位を決定する。
- チ 確認対象者は、公告で指定した提出期限までに申請書等を提出しなければならない。
- ツ 確認対象者から申請書等が提出されたときは、入札日時を基準と

- して参加資格の確認を行う。
- テ 確認対象者の参加資格がない場合は，第2順位者から申請書等の提出を求めた上で，参加資格の確認を行う。
- ト 第2順位者の参加資格がない場合は，第3順位者以降について，順次申請書等の提出を求めた上で，参加資格を有する者が確認されるまで，同様の確認を行う。
- ナ 参加資格を有する者がなくなったときは，入札を不調とする。
- ニ 参加資格の確認を行うに当たり，必要があると認めるときは，入札参加者に対し聞き取り調査を実施することができる。
- ヌ 参加資格の確認により，参加資格を有すると認めた者（以下「資格確認者」という。）を落札者と決定する。ただし，当該入札において，岡山市建設コンサルタント業務等低入札価格調査実施要綱（以下「低入札価格調査実施要綱」という。）に規定する低入札価格調査を実施する場合には，資格確認者を低入札価格調査実施要綱第2条第3号に規定する最低価格入札者とみなし，落札者の決定については，低入札価格調査実施要綱に規定するところによる。

4 建設コンサルタント業務等低入札価格調査の実施（4月1日から）

(1) 対象業務等

低入札価格調査の**対象**となるコンサルタント業務（以下「対象コンサルタント業務」という。）は，随意契約によるものを除くすべてのコンサルタント業務とする。

(2) 調査基準価格

調査基準価格は，税抜き許容価格に100分の75を乗じて得られた金額（小数点以下の端数を切り捨てた額）とする。

(3) 調査班の設置

ア 低入札価格調査を行うため，岡山市建設コンサルタント業務等低入札価格調査班（以下「調査班」という。）を設置する。

イ 調査班は，班長及び班員をもって組織する。

ウ 班長は，財政局統括審議監（監理・契約・工事検査担当）をもって充て，班長に事故があるときは，あらかじめ班長が指名する班員がその職務を代理する。

エ 班員は，当該コンサルタント業務の設計担当課の課長及びその課を担当する審議監，財政局次長（工事検査担当），財政局監理課長，財政局契約課長並びに財政局工事検査課長をもって充てる。

オ 班長が必要があると認めるときは，前項に掲げる者以外のものを班員に加えることができる。

カ 調査班の庶務は，契約課において行う。

(4) 調査の開始

ア 入札執行者は，対象コンサルタント業務の入札において，調査基準価格未満の価格による申込みがあったときは，落札決定を保留し

た上で、最低価格入札者から、次に掲げる書類の提出を求める。

(ア) 当該価格により入札した理由

(イ) 当該コンサルタント業務に係る数量総括表に記載されたすべての項目について金額を記入した入札価格内訳書

(ウ) 当該契約の履行体制

(エ) 手持ちの建設コンサルタント業務等の状況

(オ) 配置予定技術者名簿

(カ) 手持ち機械等の状況

(キ) 過去において受注、履行した同種又は類似の業務の名称及び発注者

(ク) その他市長が必要と認める事項に係る書類

イ 最低価格入札者は、アの規定に基づき書類の提出を求められたときは、市長が指定する提出期限までに提出しなければならない。この場合において、当該最低価格入札者が自ら実施する部分を除き、再委託の見積りに基づく金額については、すべて当該見積書の写しを添付しなければならない。

ウ 提出された入札価格内訳書その他アの規定に基づいて提出を求める書類及び見積書の写し（以下「提出書類等」という。）は、書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

エ 調査班の班長は、アの規定に基づき、落札決定を保留したときは、低入札価格調査を開始する。

(5) 調査の内容

ア 調査班は、(4)の規定に基づき提出書類等を提出した最低価格入札者について、提出書類等の審査及び聞き取り調査等により、次に掲げる項目について調査を実施する。

(ア) 入札書及び提出書類等において、積算に矛盾がなく、適正な見積に基づいた価格であること。

(イ) 入札価格内訳書の各項目において、記載金額のないもの又は負の値の金額が計上されたものでないこと。

(ウ) 数量総括表の各項目に対応し、数量総括表に記載されている区分別の費用内訳がわかる明細書となっていること。ただし、建築関係建設コンサルタント業務を除く。

(エ) 契約対象業務の実施に必要な費用が計上されていること。

(オ) 単価は、算出根拠が適正であること。

(カ) 労務費単価が法定最低賃金未満の金額となっていないこと。

(キ) 再委託によるものは、業務内容が妥当で、過去の同種のものと比較して不当に安い金額となっていないこと。

(ク) 業務内容に照らして、配置予定技術者が十分であること。

(ケ) 配置予定技術者ごとの手持業務量に照らして、契約対象業務の実施に支障がないこと。

(コ) 契約対象業務の実施のため、当該配置予定技術者が分担する役

割の十分な遂行に必要な資格を有すること。

(サ) 過去において受注，履行した業務実績として記載されたものが実在するものであること。

イ 調査班は，アの調査を行ってもなお疑義があるときは，関係機関等へ照会し，さらに次に掲げる項目について調査する。

(ア) 経営状況が悪化していないかどうか。

(イ) 建設業法違反事例，指名停止等信用に不安がないかどうか。

(ウ) その他調査班の班長が必要と認めた事項

(6) 失格

最低価格入札者が次のいずれかに該当するときは，当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認め，失格とする。

(ア) (4)の規定に基づき提出書類等の提出を求められた場合において，指定された提出期限までに提出書類等を提出しない者

(イ) (5)ア及びイに定める項目を明らかに満たしていない者

(ウ) 低入札価格調査に協力しない者

(7) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は，無効とする。

(ア) 提出された入札価格内訳書に記名押印がない入札

(イ) 入札価格内訳書の合計金額と入札書に記載された入札価格が異なる入札

(ウ) 入札価格内訳書の各項目の全部又は一部に金額の記載がない場合等入札価格内訳書の内容に不備がある入札

(8) 調査結果等の報告

ア 調査班の班長は，調査が終了したときは，低入札価格調査票により指名審査委員会(以下「委員会」という。)に調査の結果を報告する。

イ 調査班の班長は，調査に際し提出された書類に虚偽記載があると認めるときは，速やかに委員会に報告する。

(9) 審査及び決定

ア (8)に定める報告を受けた委員会は，その結果をもとに最低価格入札者を落札者とするか否かを審査する。

イ アの審査の結果，委員会が当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと判断した場合は最低価格入札者を落札者と決定し，当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると判断した場合は最低価格入札者を落札者とせず，次順位者を一般競争入札実施要綱第13条第2項に規定する第2順位者とみなし，同要綱の規定に基づき入札参加資格の確認を行う。確認の結果，次順位者が参加資格を有すると認めるときは，次順位者を落札者と決定する。

ウ イの規定に基づき，次順位者を落札者と決定する場合において，次順位者が低入札価格調査対象者であるときは，(4)から(9)までの

規定を準用する。次順位者以降が低入札価格調査対象者である場合も同様とする。

エ イの規定により委員会が落札者を決定したときは、契約課長は、直ちに当該落札者に対して落札決定を通知するとともに、提出書類等を提出した者に対し、調査結果を通知する。

(10) 契約保証金

調査基準価格未満の額で落札者と決定された者（以下「低入札価格落札者」という。）との契約における契約保証は、契約保証金の納入に限るものとし、契約保証金の額は契約金額の100分の30以上とする。

(11) 前払金の額

低入札価格落札者が契約を締結したときは、岡山市公共工事の前金払取扱要綱第3条ただし書きの規定に基づき、前払金の額を契約金額の10分の1以内とする。

(12) 違約金の額

低入札価格落札者が契約を締結したときは、規則第47条第2項の規定に基づき、違約金の額を契約金額の100分の30とする。

(13) 入札参加制限

低入札価格落札者が契約を締結したときは、当該契約に係るコンサルタント業務が完了するまでの間、対象コンサルタント業務の入札に参加できない。

(14) 支払報告

ア 低入札価格落札者が契約を締結したときは、業務完了後に支払われた代金を受領した日から120日以内に、自ら実施した部分を除き、すべての再委託等の支払に関する領収書の写しを添付した支払報告書を業務担当課長に提出しなければならない。

イ 業務担当課長は、上記アに基づき提出された書類が当該業務の実施状況に適合しているかどうかを審査し、その結果を調査班の班長に報告するものとする。

ウ 業務担当課長は、受託者が上記アに定める書類を期限までに提出しないときは、直ちにその旨を調査班の班長に報告するものとする。

エ 調査班の班長は、上記イの規定に基づき、業務担当課長から提出書類が業務の実施状況に適合していない旨の報告を受けたとき又は上記ウの規定に基づき、業務担当課長から書類が提出されていない旨の報告を受けたときは、当該受託者の指名留保について委員会に諮る。

(15) 書類の開示

この規定に基づいて提出された書類は、岡山市情報公開条例第12条に基づく意見書提出の機会を設けることなく、開示することができる。

5 委託等一般競争入札の試行実施（10月1日から）

(1) 一般競争入札の対象を、許容価格 3千2百万円以上の委託（建設コ

ンサルタント業務等を除く。), 修繕(建設工事に該当するものを除く。), 役務及び賃貸借とする(平成22年4月からは, 指名競争入札を廃止し, すべての入札を一般競争入札に移行するとともに, 電子入札と郵便入札を併用実施する予定)。

(2) 入札方法は, 事前審査型の通常入札とする。

ア 一般競争入札に付す場合は, 公告文を契約課のホームページに掲載する。

イ 入札に参加しようとする者は, 申請書及び添付書類を契約事務担当課に提出し, 参加資格がある旨の確認を受けなければならない。

ウ 市長は, 参加資格の有無の確認を行い, 参加資格があると認めた者には適格通知を, 参加資格がないと認めた者には不適格通知を行う。

エ 仕様書等は, 公告日から入札日の前日まで閲覧に供する。

オ 入札参加者は, 仕様書等に関して質問があるときは, 公告で指定する期間内に契約事務担当課あての電子メール又はファクシミリにより質問することができる。質問に対する回答は, 契約事務担当課のホームページに掲載する。

カ 入札参加者は, 入札書を入札箱に投入するまでは, いつでも自由に入札を辞退することができる。ただし, 入札書を入札箱に投入した後は, 辞退することはできない。

キ 投入した入札書は, 書換え, 引換え又は撤回することはできない。

ク 入札回数は, 3回までとする。

ケ 入札を行った者のうち, 許容価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし, その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき, 又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは, 許容価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち, 最低の価格をもって入札した者を落札者とするることができる。

コ 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは, 直ちに, 当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。

サ 入札開始前に入札参加者(無効札となった者を除く。)が1人となった場合は, 入札を中止し, 入札開始後に有効な入札書を提出した者がいない場合は, 入札を不調とする。